

チャレンジ60運動実施要綱

1 趣旨

神奈川県労働局では、県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数が平成14年を底に4年連続して増加していることから、本年度は増加傾向にある死傷者数を減少に転じさせ、死亡者数を過去最少にすることを目標として対策を進めてきました。その結果、本年9月末現在の休業4日以上の死傷者数は前年同期の1.8%減、死亡者数は10月17日現在36人と前年同期より9人減少しています。しかし、例年、年末に死亡災害が集中する傾向にあることから、上記の目標達成は予断を許さない状況にあります。

そこで、死亡災害が多発する年末を捉え、神奈川のすべての事業場において労働災害ゼロを目指す「チャレンジ60運動」を2ヶ月間にわたって展開することとしました。

2 実施期間

平成19年11月1日から12月31日まで

3 スローガン

「全員で リスクを減らして 労働災害ゼロ」

4 神奈川県労働局及び各労働基準監督署における実施事項

- ア 神奈川県労働局長及び各労働基準監督署長をトップにした集中的監督指導の実施
- イ 各労働災害防止団体等に対する要請
- ウ 派遣事業の派遣元及び派遣先事業場に対するセミナーの実施
- エ 交通労働災害防止推進大会の実施

5 各労働災害防止団体等における実施事項

- (1) 年末・年始無災害運動の実施
- (2) チャレンジ60運動の周知、広報
- (3) 交通労働災害防止推進大会への協力

6 事業場における実施事項

(1) 実施体制の整備等

労働災害防止は事業者の責務であることから経営トップが労働災害の防止を重要な課題と認識し、本運動の実施体制を整備して運動期間中のチャレンジ60運動の展開に取り組む必要があります。

- ア 経営トップが「12月31日まで、労働災害ゼロを達成する」ことを宣言し運動の実施を統括すること。
- イ 安全管理者等を選任し、権限と責任を明確にして法定の職務を遂行させること。
- ウ 関係請負人及び派遣労働者の安全衛生管理を実施すること。
- エ 安全衛生管理計画を確実に実施すること。
- オ 次の安全衛生活動を徹底し、事業場の労働者全員の参加により安全意識の高揚を図ること。

「ヒヤリハット、安全提案制度、ツールボックスミーティング、危険予知訓練(KYT)、5S、安全衛生パトロール、その他事業場が自主的に行う安全衛生活動など」

(2) リスクアセスメントを活用したリスクの低減

職場における労働災害を防止するため過去の災害事例やヒヤリハット等から得た情報を元にした「リスクアセスメント」を実施し、職場における危険性又は有害性を特定して、それにより発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びその発生の可能性の度を考慮したリスクを見積もることによって、優先度に応じた職場のリスク低減を行うこと。

リスク低減のための措置は、次の優先順位でリスク低減措置を検討して実施すること。

- 優先度1 危険な作業の廃止や変更等、設計や計画段階からの危険有害性の除去・低減措置
- 優先度2 インターロック、局所排気装置等を設置する等による工学的対策
- 優先度3 安全な作業マニュアルの整備や徹底等の管理対策
- 優先度4 個人用保護具（保護帽、安全带、呼吸用保護具など）の使用

(3) 資格・教育の実施

玉掛やフォークリフト運転等の就業制限業務や危険有害業務に就かせる者には、免許・技能講習等の法定の資格者、特別教育の修了者に従事させるとともに、労働災害を防止するため必要に応じ次のような安全衛生教育を実施すること。

- ア 機械設備等の修理点検等といった非定常作業に対応した安全衛生教育を実施すること。
 - イ 採用後の経験年数が短い労働者の被災が多いことから雇入れ時教育を必ず実施すること。
 - ウ 第一線の安全衛生管理を担当する職長等に対する安全教育（初任時、定期）を実施すること。
- (4) 主要な労働災害防止対策の実施
- ア 墜落・転落災害の防止
墜落・転落災害は、建設業をはじめその他の業種で発生しており、死亡者が最も多い。
 - (ア) 作業場所の確保及び墜落の防止のための手すり等を設置すること。
 - (イ) 手すり等の確保ができない場合は安全帯等を確実に使用すること。
 - (ウ) 脚立、はしご等を使用する場合は、転倒防止のための措置及び作業方法を定めること。
 - イ 交通労働災害の防止
交通労働災害は、毎年死亡者の約3割を占めており、すべての業種で発生している。
 - (ア) 交通労働災害防止のためのガイドラインに沿った取組を実施すること。
 - (イ) 交通安全教育、交通危険マップ、交通KY等により運転者等の安全意識の高揚を図ること。
 - (ウ) 駐車する際は、車両の原動機を止め、ブレーキを掛け、輪止め等の逸走防止措置を図ること。
 - ウ 機械災害の防止
機械労働災害は、はさまれ・巻き込まれ、激突され等による死亡・重篤災害が多発している。
 - (ア) 安全柵・覆い等を設け、危険範囲場所に立ち入れないような安全装置を設けること。
 - (イ) 作業者が誤操作をしても起動しないなど機械装置が安全側に働く装置をつけること。
 - (ウ) 機械の包括的な安全基準に関する指針に基づいて機械設備等の災害防止対策を講じること。
 - (エ) フォークリフト、建設機械等では、転落防止対策及び接触防止措置を徹底すること。
 - エ 崩壊・倒壊災害の防止
崩壊・倒壊災害は、土砂崩壊や積上げた物の倒壊で死亡・重篤災害が発生している。
 - (ア) 法面を安定勾配とし、土止め支保工を設置する等の崩壊倒壊の防止措置を講じること。
 - (イ) 立掛け又は積上げた物には、倒壊防止を講じ、周囲の立入禁止等の措置を講じること。
 - オ 転倒災害の防止
転倒災害は、ここ数年増加しており平成18年発生した死傷災害では事故の型別で最も死傷者数が多かった。また、第三次産業において転倒災害が多く発生し、女性労働者の被災も多い。
 - (ア) 床面等に溝や突起物、湿潤な場所等がないようにし、通路等には物を置かないこと。
 - (イ) 作業靴等については作業に応じた滑りにくい安全なものを使用すること。
 - カ 爆発・火災災害の防止
発生すると大規模な災害になる可能性のある爆発・火災災害が続けて発生している。
 - (ア) 危険物等の適正な管理、換気の実施、点火源の管理を徹底すること。
 - (イ) 警報設備及び消火設備の設置、避難経路を確保すること。
 - キ 過重労働の防止
脳・心臓疾患に係る労災補償請求事案は年々増加し、一般健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見をはじめとする有所見率が、平成18年にはじめて50%に達するなど長時間労働による健康障害の防止が求められている。
 - (ア) 長時間労働による健康障害を防止するため時間外・休日労働の削減を図ること。
 - (イ) 長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施すること。

チャレンジ60労働災害ゼロ宣言

私は、事業場で働く者全員と共に「チャレンジ60運動」の趣旨に賛同し、「労働災害ゼロ」の職場づくりのため、以下の事項を実施して11月1日から12月31日まで労働災害を発生させないことを宣言する。

- 1 リスクアセスメントとその結果に基づく安全対策の実施
- 2 運動期間中の安全衛生管理計画の確実な実施
- 3 非定常作業に対応した安全衛生教育の実施

平成19年11月1日

事業場名称 _____

代表者の署名 _____

- 【注】
- 1 宣言文には、チャレンジ60運動の実施要綱に記載している実施事項の内容を含んでいれば、事業場独自の文面で構いません。また、事業場独自の実施事項を含めても結構です。宣言文の様式は神奈川労働局のホームページ (<http://www.kana-rou.go.jp/>) に掲載しています。
 - 2 宣言文への署名については、企業において安全衛生管理を総括管理される代表取締役などの事業場のトップの方による署名をお願いします。
 - 3 経営トップが署名された「チャレンジ60労働災害ゼロ宣言」は、事業場の見やすい場所に掲示する等により労働者、構内請負業者等の関係者全員に周知して意思統一を図ってください。